

第百三十六回 参議院災害対策特別委員会會議録第五号

平成八年六月四日(火曜日)
午後一時六分開会

委員の異動

三月十五日

補欠選任

景山俊太郎君
松村 龍二君
清水 達雄君
釜本 邦茂君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
須藤良太郎君
佐藤 静雄君
陣内 孝雄君
北澤 俊美君
渡辺 四郎君

委員

岩井 國臣君
釜本 邦茂君
清水 達雄君
竹山 裕君
依田 智治君
市川 一朗君
田浦 直君
戸田 邦司君
長谷川道郎君
横尾 和伸君
赤桐 操君
村沢 牧君
山下 芳生君
本岡 昭次君

国務大臣

国務大臣
(国土庁長官)
鈴木 和美君

政府委員

国土庁防災局長 村瀬 興一君
事務局側
常任委員会専門 八島 秀雄君

本日の会議に付した案件
○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(須藤良太郎君) ただいまから災害対策特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る三月十五日、景山俊太郎君及び松村龍二君が委員を辞任され、その補欠として清水達雄君及び釜本邦茂君が選任されました。

○委員長(須藤良太郎君) 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。鈴木国土庁長官。

○国務大臣(鈴木和美君) ただいま議題となりました特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。
この法律案は、近年の災害発生状況等にかんがみ、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産宣告の特例、民事調停法による調停の申し立ての手数料の特例及び建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めることとするものであります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。次に、この法律案の要旨を申し上げます。

第一に、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、本法に定める措置を講ずることが特に必要と認められるものを、特定非常災害として政令で指定するものとしております。この政令においては、当該特定非常災害に対し適用すべき措置を、あわせて指定することとしております。

第二に、特定非常災害の被害者が、自動車運転免許のような有効期間のついた許可等のある行政上の権利利益について、更新等のために必要な手続をとれない場合があることを考慮して、許可等に係る有効期間の満了日を一定期間延長することとすることができるとしてあります。また、有価証券報告書の提出義務のような履行期限のある法令上の義務が、特定非常災害により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても、一定期限までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われないこととするものであります。

第三に、特定非常災害により債務超過となった法人に対しては、支払い不能等の場合を除き、一定の期間、破産の宣告をすることができないこととするものであります。

第四に、特定非常災害の被災地区内に住所等を有していた者が、特定非常災害に起因する民事に関する紛争について、一定の期間内に民事調停法による調停の申し立てをする場合には、申し立ての手数料を免除することとするものであります。

第五に、特定非常災害に際して建築された応急仮設住宅について、一定の場合には、建築基準法による存続期間を、一定期間延長することができるとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いた

だきますようお願いを申し上げます。次第でございます。

○委員長(須藤良太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後一時十分散会

四月十九日本委員会に左の案件が付託された。
一、阪神・淡路大震災の被災障害者・家族、関係者に対する救援・災害対策に関する請願
(第一〇七九号)

第一〇七九号 平成八年四月十日受理
阪神・淡路大震災の被災障害者・家族、関係者に対する救援・災害対策に関する請願

請願者 神奈川県相模原市橋本六ノ七ノ六
奇藤元 外二千九百九十九名
紹介議員 大島 慶久君

災害弱者と言われる障害者とその生活を支える家族、関係者の多くが、阪神・淡路大震災で計り知れない被害を受けた。死亡した障害者も多く、命は助かったものの、家も家族も失った障害者もいる。また、避難所では障害者用のトイレも風呂もない。我が子の障害に気兼ねして避難所にも行かずに倒れかけた家で生活を続けざるを得ない家族もいる。また、多くの障害者の医療・雇用の場が奪われ、深刻な問題となっている。こうした障害者家族に対し、仮設住宅の優先入居や生活福祉資金の貸付などの対策が国と兵庫県・神戸市等で進められてきたが、関係者の救援という点から言えば、対策の十分さと遅れを指摘せざるを得ない。今後の復旧・復興に当たり、被災者自身とボラン

テニアに依存した現状を改善し、国・自治体の責任による心の通った救援対策の充実と災害に強いまちづくりを求める。ついては、次の事項について実現を図らねばならぬ。

一、被災障害者・家族、関係者に対する救援対策を早急に実施すること。

1 公営住宅の増築など被災障害者・家族が将来的に生活できる住宅を確保すること。

当面、仮設住宅の建設を促進し、希望するすべての被災障害者・家族の入居を保障するとともに、トイレ・風呂・台所などを障害者が利用しやすいようにすること。

2 雇用の確保及び促進のため特別の対策を講ずること。取り分け障害者が解雇されることがないよう企業に対する指導・支援を強めること。

3 視力障害者のあんま・はり・きゅうなど自営業の再開と無認可の小規模作業所の再建等に必要な支援を国の責任で実施すること。

4 ホームヘルパー・ガイドヘルパーの派遣、緊急一時保護事業など在宅福祉施策を確立し、充実させること。

二、すべての自治体で防災対策の見直し等、災害に強いまちづくりを推進すること。

1 障害者等災害弱者を対象とする防災対策をすべての自治体で確立するため、国が積極的に指導・援助すること。

2 日ごろから障害者・高齢者の実態を把握できるように公的な福祉職員を確保し、緊急時には安否確認、生活物資等の救援など迅速に対応できるようにすること。

3 学校・公民館など避難場所となる施設には、出入口にスロープ、障害者用トイレなどを必ず設置すること。また、障害児学校・障害者施設が障害者・家族の優先的避難場所となるよう自治体を指導し、必要な設備を整えるための支援を実施すること。

4 障害者が生活するすべての住宅と障害児

学校・障害者施設・小規模作業所等の安全度チェックを実施し、地震でも安全性が保てるよう必要な補強を行うこと。

5 日常生活用具に防災対策にかかわる品目を追加し、すべての障害者に給付すること。

三、「障害者基本法」、「障害者対策に関する新長期計画」を見直し、障害者の命を守る対策を追加すること。

五月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、阪神・淡路大震災の被災障害者・家族、関係者に対する救援・災害対策に関する請願（第一三八一号）

第一三八一号 平成八年五月八日受理

阪神・淡路大震災の被災障害者・家族、関係者に対する救援・災害対策に関する請願

請願者 大阪府吹田市山田西一ノ三ノ二三 坂本清 外五千九百九十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一〇七九号と同じである。

五月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、阪神大震災の被災者の生活・雇用の保障、抜本的防災対策に関する請願（第一五〇一号）

第一五〇一号 平成八年五月二十一日受理

阪神大震災の被災者の生活・雇用の保障、抜本的防災対策に関する請願

請願者 富山市米田すずかけ台三ノ一ノ一 九 梅原政俊 外千九百九十三名

紹介議員 山下 芳生君

阪神大震災は六千三百人以上の尊い人命を奪い、戦後最悪の被害をもたらす大惨事となった。一年半以上経過した現在も、四万五千世帯が住宅・生活再建の展望も持てないまま劣悪な生活環境の仮設住宅に暮らしている。被害が激甚に広がったのは、

は、政府が当然果たすべき防災対策を軽視してきた結果であり、国の責任が厳しく問われる。政府は、一日も早く被災者の生活・住宅・雇用の確保、中小企業の営業再建などへの特別の法的・財政措置、さらには医療や福祉・教育についての対策を急ぐ必要がある。また、復興・復興、防災対策は住民・国民の合意に基づき命と安全を守る街づくりを最優先させるべきであり、この財源は、国民に新たな増税・負担増を押し付けるのではなく、世界第二位の軍事費の削減や、大規模プロジェクトの凍結、公共事業費の見直しなど、不要不急の財政を転用することによって確保すべきである。ついで、次の措置を採らねばならぬ。

一、災害公営住宅建設戸数を大幅に引き上げるとともに、家賃水準を三万円以下にするなどすべての被災者に住宅を保障し、医療・年金・福祉・教育費等の負担を軽減し、生活再建への個人補償を行うこと。公的助成で医療・福祉・教育施設等を早期に再建し、住民の生命と健康を守る。

二、被災地域の労働者に仕事・雇用を確保し、解雇・配転・内定取消し、事業所の縮小、撤退など大企業が行う規制すること。中小企業・自営業者に低家賃のリース店舗・工場や無利子、無担保、無保証人、長期の特別融資で営業再建を図ること。国は責任を持って農業災害の復旧復興に努めること。

三、国は自治体と連携し、防災対策の総点検を実施し、地震観測と予知、原発の安全、消防体制を強化して、住民参加で「震度七」に耐える防災計画と防災優先の街づくりを進めること。木造住宅の耐震診断・耐震補強を進めるため、助成制度を創設すること。

四、復興・復興の財源は、消費税増税など国民負担ではなく、軍事費など不要不急の予算を削り、「公共事業十カ年計画」の財源を優先的に振り向け、充当すること。

六月三日本委員会に左の案件が付託された。

一、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律案

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律案

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律案

（趣旨）

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産宣告の特例、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停の申立ての手数料の特例及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。

（特定非常災害及びこれに對し適用すべき措置の指定）

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合においては、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に對し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要があるときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する

る措置

第三條 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第十二条第一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは同法第十四条第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（同法第三条第二項に規定する国の行政機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が同法第三条第二項に規定する委員会である場合にあっては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

項において「行政庁等」という。）は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。（期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置）

第四條 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。）が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限（以下「免責期限」という。）を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問

われぬものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。（債務超過を理由とする法人の破産宣告の特例に関する措置）

第五條 特定非常災害によりその財産をもって債務を完済することができなくなった法人に対しては、第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するものの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産の宣告をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産の申立てをした場合は、この限りでない。

2 裁判所は、法人に対して破産の申立てがあつた場合において、前項の規定によりその法人に対して破産の宣告をすることができないときは、破産の宣告を留保する決定をしなければならない。

3 裁判所は、前項の決定に係る法人が支払をすることができなくなつたとき、その他同項の決定をすべき第一項に規定する事情について変更があつたときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十

条第二項（他の法律において準用する場合を含む。）の規定は、特定非常災害発生日から第一項に規定する政令で定める日までの間、同項本文の法人については適用しない。（民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置）

第六條 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。（建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置）

第七條 建築基準法第二条第三十二号の特定行政庁は、同法第八十五条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に應ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第三項後段に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供される必要があるとき、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項後段の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める災

（施行期日等）

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次

第二十部 災害対策特別委員会会議録第五号

害について適用する。

一 第二条及び第七条の規定 平成七年一月一日以後に発生した災害

二 第三条から第六条までの規定 平成八年四月一日以後に発生した災害

(国土庁設置法の一部改正)

2 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第 号)の施行に関する事務を処理すること。

第七条第一項中「第四条第二十四号ロ」を「第四条第二十五号ロ」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

3 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第四十五号中「及び建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号)」を「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号)及び特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第 号)」に改める。